

# 会 議 記 録

会 議 名	第 2 2 回 三木市地域公共交通会議
日 時	平成 2 9 年 8 月 1 6 日 (水) 午前 1 0 時～正午
場 所	市役所 4 階 特別会議室
出 席 委 員	(市民の代表) 9 名 (事業者) 神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社 (関係機関) 公益社団法人兵庫県バス協会、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、 兵庫県三木警察署、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所道路第 2 課、三 木市まちづくり部道路河川課、三木市 (オブザーバー) 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 計 1 8 名
事 務 局	三木市まちづくり部交通政策課 (4 名)
内 容	<p><b>1 開 会</b></p> <p><b>2 挨 拶</b> 三木市まちづくり部長  事務局から資料の確認、地域公共交通会議の概要説明。 年度初めの会議のため、事務局から委員を 1 名ずつ紹介。</p> <p><b>3 会長及び副会長の選任</b> 事務局から、会長は昨年度に引き続き、まちづくり部長となる旨を説明。 副会長は前任者が異動により現在空席であるため、事務局から提案し、委員から異議が なかったため下記のとおり決定。 会 長・・・三木市の指定する者 三木市まちづくり部長 副会長・・・兵庫県北播磨県民局加東土木事務所の指定する者 同事務所所長補佐 (企画調整担当)</p> <p><b>4 議事事項</b> 以後の進行は、会長に一任。</p> <p>【議事 1】 三木市生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画) 及び平成 2 8 年 度の事業評価結果について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1</span></p>

資料1の説明の前に、事務局から市の公共交通網の全体について説明。

計画の対象路線を公共交通網図で説明した後、資料1に基づき説明。

**【質疑】**

(会長)

平成28年度の利用者数の目標値が32,780人から27,792人となっている理由は何か。また、自己評価「A」に対し、国からの評価結果は「B」となっている。この原因をどのように考えるか。また、今後、これをどのように「A」に近づけていくか。

(事務局)

平成26年度に平成28年度の目標を掲げた際は、対象路線の運行回数が4.6回であった。その後、路線の再編があり3.9回に減少した。このことから、便数の割合で案分し、年間目標利用者数を27,792人とした。

自己評価を「A」としていたものが国の評価結果で「B」となったことについては、運行回数の変更などを今後考慮し、目標値を定めたい。

(委員)

国の評価結果で「B」としているのは、純粹に当初の目標値に達していなかったためと思われる。評価の考え方の相違はあるが、平均乗車密度や収支率は大幅に改善している。平成29年度以降も同様に改善していけば、「A」となる。

(会長)

国の御発言は、利用促進に取り組んでいただきたいということかと思う。事務局においては、そのように取り組んでいただきたい。

(委員)

モビリティマネジメント事業をされているとのことであるが、シルバー教室を対象とした「公共交通教室」とはどのようなものであったか。

(事務局)

シルバー教室でバス安全教室を開催したが、これは市内の公民館で開催されているシルバー教室においてバス安全教室を開催してほしいとの依頼があり、神姫バスの御協力の下、開催した。

バス事業者から、室内でニコパカードによる一律運賃制などについて案内した後、外でバス車両に乗車したり、日頃の疑問点などをバス事業者に直接質問いただいた。また、日常的にバスを利用しておらずバスの乗り方が分からないという方もおられ、後ろから乗って前から降りるということを実際に体験いただいた。

(委員)

高齢者の運転免許証の自主返納が増加している中、高齢者の移動手段を確保することが重要になってきている。さきほどの説明にもあったように、バスの乗り方も分からないという

方もいる。高齢者に対する事業は、今後も継続的に実施していただきたい。

(委員)

高齢者のバス利用についての話が出たが、観光バスは乗り口の段差が大きく、乗り降りが大変とよく高齢者から言われる。改善していただけるようお願いしたい。

(委員)

路線バスについては、ニーリングといって車体を低くする機能がある。車両更新に力を入れていく必要があると考えるが、車両の構造については国の取り決めもあるので、国との調整も必要かと思う。御利用に当たってはその点、御理解いただきたい。

(委員)

運行回数の話が出たが、平成27年度で4.6回、平成28年度で3.9回となっているが、今後は何回になるのか。

(事務局)

対象路線については運行回数が4.6回から3.9回になっており、ここだけをみると運行回数が減ったように思うが、関係する路線の再編があり、三木営業所～みなぎ台～吉川庁舎前の路線ができ、こちらに振り替わっている。そのため、三木営業所からみなぎ台や吉川庁舎前へ行く路線を全体として、今の便数を維持していきたいと考えている。

(委員)

三木営業所～みなぎ台線は新設か。

(事務局)

本補助を受けているのが平成24年度からであるが、その頃に運行を開始した。

(会長)

運行回数の減少については、別の路線に振り替わっているためこのようになっている。三木営業所からみなぎ台を経由し吉川庁舎前への路線があり、それらをトータルすると現状維持の便数が確保できている。

(委員)

三木南地域は、神鉄沿線に近いという印象があるのか交通の便が不便で、志染駅までのバス路線がない。このフィーダー系統のように、三木南地域にも路線を設けてもらえないか。小林交差点から三木東高校へ抜ける道に路線を設けてもらいたい。

(会長)

まず、路線の再編については地域公共交通検討協議会において現在協議しているので、そちらで意見をいただきたい。次に、フィーダー系統補助を受けるための要件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず、新たに運行を開始する路線であること。また、地域間幹線系統に接続している路線であること。もしくは、地域間幹線系統に接続していなくても、神鉄駅等に接続しており交通空白地であれば認められることもある。

(会長)

三木南地域に新規で路線を引く場合にフィーダー系統補助を受けられるのか確認するよう、事務局にお願いします。

(事務局)

フィーダー系統とするには、地域間幹線系統に接続しているというのが一つ大きな条件となる。再編に対する意見については、地域公共交通検討協議会の中で、既存の交通体系を基に十分に議論し進めたい。

【議事 2】

**平成 30 年度三木市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）案**  
について **資料 2**

事務局から、資料に基づき内容説明。

【質疑】

(オブザーバー)

資料 2 については、引き続き国の補助をもらうため、この会議で諮るということでよいか。  
また、議事 1 で評価結果の報告があり、PDCA サイクルを回していくということになるが、どのように反映されているか。

(事務局)

資料 1 の説明のとおり、本計画は地域の協議会の場での協議が必要であるため、本日申請書類を提示し、御協議いただくものである。

PDCA サイクルについては、平成 28 年度 of 取組概要の課題と対応にあるとおり、モビリティマネジメント事業の継続や「一律運賃制」の更なる周知を進めていきたい。

(会長)

利用促進については、国からの評価のとおり進めていくということか。

(事務局)

これまで行っているモビリティマネジメント事業やダイヤ改正時の時刻表の配布は継続していく。計画の中では、その他の利用促進策についても取組を検討することとしており、例えば、ニコパカードの更なる普及やバスロケーションシステムの普及啓発を図っていくこと

により、利用者数の増加を図っていききたい。

(会長)

本計画書については、申請に必要な書類となっている。

計画書の平成30年度の目標値は、平成28年度の実績値31,094人から算出しているが、これは目標を達成しなかった数値である。これから、次の目標値を定めてよいのか。

(事務局)

少子高齢化の状況にある中で利用者数の減少傾向が全体としてある。一方で、一律運賃制などバスに乗りやすい環境づくりも進めているところである。現状の利用者数を確保するのも難しい状況であるが、ニコパカードの更なる普及により精一杯のところまで1%の上積みを図った目標値としている。

(委員)

改編された後の運行回数による実績で目標値を設定しているので、これでよいと考える。地域内フィーダー系統には、1便当たりの利用者数が2人以上という要件があるが、本対象路線についてはクリアされている。もし2人を割ると補助対象から外れてしまうため、今後も引き続き、モビリティマネジメント事業やPDCAを回し、利用促進に取り組んでいただきたい。

【議決】

(会長)

この案で協議が調ったということで、国に申請してよろしいか。

(各委員) 異議なし。

## 5 報告事項

### (1) 北播磨総合医療センター方面行きバス「吉川・口吉川ルート」(109番系統)及び「口吉川・高畑ルート」(110番系統)の一部ルートの変更について 資料3

事務局から、資料に基づき報告。

【質疑】

(委員)

直接は本報告と関係ないことかもしれないが、このようなルートの変更で要望がある場合、この会議で意見を申し上げてよいのか。

(事務局)

ルート変更等については、地域公共交通検討協議会で意見をいただくのも一つの方法である。協議会の中では、我々も素案を作成する上で事前に地域の実情や要望を把握しておく必要があり、地域の皆さんと話す場で意見交換していききたいと考える。

(委員)

昨年度に青山地区から要望書を提出している。それについては少し時間がほしい、改編したところであるため、すぐにまた変えることはできないと聞いた。他にも伝えたい要望等があるが、どの場と言えばよいか。

(事務局)

地域の皆様の声がある程度集約されてきたといった状況であれば、個別に聞かせていただくことも結構かと思う。

(会長)

この地域公共交通会議は検討協議会で意見がまとまった改編案が上がってきて、承認を取る場である。

地域の要望については、区長が集約し挙げていただくのがよいかと思う。

(委員)

改編前と改編後の時刻表を比べると、各バス停の通過時刻に変更がある。これはなぜか。

(事務局)

ルート変更による時刻表の改正と併せ、途中のバス停においても実際の運行時分に合うようバス事業者が変更している。バスの運行は、時刻表にある時刻より早く通過することが決していないよう運行している。

現行のダイヤでは、実際の運行と合わないところがあり、途中のバスベイなどバスが停車できる位置で時分調整が必要であることから、そのようなことがないよう変更したため、途中のバス停での変更が生じている。

## (2) 自家用無償旅客運送（地域ふれあいバス）の一部変更について

資料 4

### ア 改編済の内容について

資料 4-1

### イ 平成 29 年 10 月改編予定の内容について

資料 4-2

事務局から、資料に基づき報告。

【質疑】

(委員)

地域ふれあいバスの経路を見ていると地域内のみの路線となっており、利用者が乗り換えて移動することを前提としているように思う。乗換えが必要となると高齢者にとっては利用しにくいと考えるが、どのような目的で現在運行されているのか。利用者数は伸びているのか。

(事務局)

地域ふれあいバスの運行の目的は、地域の公民館への移動や、例えば口吉川地域であれば、県道にバスが運行しているがそのバス停までも遠い集落があるため、バス停への移動を担う

ことである。利用状況は多くの地域で増加傾向にある。

乗換えの利用については、路線バスへの乗換えも目的の一つであるが、実際の利用をみると、公民館や別所地域では買い物できる施設がルート上にあるため、ここへの利用が多くなっており、地域ふれあいバスのみで乗換えなく目的地まで行くという利用が割合としては多いかと思う。

(委員)

改めて質問するが、地域ふれあいバスはなぜ地域外へ出られないのか。言われているとおり、口吉川では公民館や診療所への利用が極めて多い。口吉川地域はローソン以外に商業施設がなく、細川の商業施設ジャパンへ行きたいという声もある。

また、細川地域でも口吉川の診療所へ行きたいという声があるようである。

(事務局)

地域ふれあいバスは、地域内のみの運行でお願いしている。これは、県道には既存の路線バスがあり、地域ふれあいバスでどこへでも行けると路線バスの利用への圧迫が懸念される。路線バスの利用者数が少なくなりその存続ができなくなるようでは、地域全体の公共交通が不便となり、元も子もなくなってしまう。地域外へ行かれる時は路線バスを利用いただき、地域の公共交通の利用促進につなげたいと考える。

(委員)

自由が丘地域でも地域ふれあいバスが運行しているが、東ルートは志染駅まで行かず、公民館までしか行かない。四合谷の地域は坂が急でバス停まで行くのも大変である。駅周辺には病院もあるが、公民館までしか行けないので駅まで歩くしかない。地域の人が助かるためのふれあいバスであるなら、バス事業者との兼ね合いがあるとは聞いているが、なんとか志染駅まで行けるようにしてほしい。

また、口吉川地域の方と話していると、バス停をもっと細かく設置してほしいとの意見もある。

(事務局)

地域ふれあいバスは平成21年度に開始し、7～8年経過している。当初は、地域の最も身近な移動手段として、また公民館活動の活発化を目的としてスタートした。高齢化が進み、利用者のニーズが高まる中、意見のような要望が出てきていると思う。

事務局としては、バス事業者の意向も踏まえながら調整し、また国等との法体系の中で進める必要があるため、可能な範囲で今後検討していきたい。意見については重く受け止める。

### (3) 平成27年10月の市内バス交通の見直し後の利用状況について 資料5

事務局から、資料に基づき報告。

(質問・意見なし)

## 6 その他

バスの安全教室の開催について (6/16 東吉川小学校) 資料6

事務局からバスの安全教室の開催について報告。

(会長)

自治会などでもバスの安全教室の開催は可能であるので、ぜひ考えていただきたい。

**7 閉 会**

以 上